

田辺市交通遺児手当支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、交通事故によって親等を失った交通遺児に対し、くじけることなく、健やかに、かつ、たくましく成長し、勉学に励むよう田辺市交通遺児手当(以下「手当」という。)を支給し、励ますことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通事故 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第8号に規定する車両による人身事故で、日本国内で発生したものをいう。
- (2) 親等 次に掲げる者をいう。
 - ア 生計を同じくする父母(父又は母の配偶者と親子関係にない子にあっては、当該父又は母の配偶者を含む。)
 - イ 生計を同じくする父母に代わるべき者(既に父母がいない場合に限る。)であって、里親、児童福祉施設の養育者、雇用関係施設の監護者以外のもの
- (3) 交通遺児 交通事故により、親等の一方又は双方を失った18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、田辺市遺児奨学金支給条例(平成17年田辺市条例第186号。以下「条例」という。)第2条第1項第3号の規定に該当するもの及び市長がこれに準ずる者と認めるものをいう。
- (4) 保護者 条例第2条第2項に規定する者をいう。

(支給)

第3条 手当は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市において記録されている交通遺児に対して支給する。

(支給の制限)

第4条 保護者が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第10条に規定する政令で定める額以上の所得を有した場合は、手当を支給しない。

(手当の額)

第5条 手当の額は、交通遺児1人につき年額30,000円とする。

(支給の申請)

第6条 手当の支給を受けようとする保護者は、田辺市交通遺児手当支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 交通事故証明書又はこれに代わるべきもので、市長が適当と認めるもの(新規のみ)
 - (2) 死亡を証明するものの写し(新規のみ)
 - (3) 交通遺児及び保護者の属する世帯全員の住民票の写し
 - (4) 交通遺児及び保護者の戸籍謄本
 - (5) 保護者の所得を確認できる書類
 - (6) 高等学校に在学中の交通遺児は在学を確認できる書類(新年度のもの)
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、保護者が前項第2号から第6号までに規定する書類に関する調査に同意した場合、これらの書類の提出を省略することができる。

(決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、速やかに、その内容を審査し、手当の支給の要否を決定し、その結果を交通遺児手当支給決定・却下通知書(様式第2号)により保護者に通知するものとする。

(受給手続)

第8条 前条の規定により手当の支給の決定通知を受けた保護者は、田辺市交通遺児手当請求書(様式第3号)を市長に提出し、その支給を受けるものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、交通遺児又は保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の支給の決定を取り消し、既に支給を受けた者については、その支給した手当を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により手当の支給を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱に違反する行為をしたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

田辺市交通遺児手当支給申請書

年 月 日

田辺市長 宛て

保護者 住 所
氏 名
電話番号

田辺市交通遺児手当支給要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

交通遺児	ふりがな 氏 名			
	生年月日(年齢)性別	年 月 日生(歳) 男・女		
	本 籍			
	現 住 所			
	学 校 名	学校	年生	
交通事故により死亡した親等	ふりがな 氏 名		遺児との続柄	
	死亡年月日	年 月 日		
	死亡の原因となった交通事故の発生年月日及び場所	事故発生 発生場所	年 月 日	
	ふりがな 氏 名		遺児との続柄	
	死亡年月日	年 月 日		
	死亡の原因となった交通事故の発生年月日及び場所	発生年月日 発生場所	年 月 日	
現在の保護者	ふりがな 氏 名		遺児との続柄	
	生年月日(年齢)性別	年 月 日生(歳) 男・女		
	住 所			

(添付書類)

交通事故証明書又はこれに代わるべきもの **新規申請のみ**

死亡を証明するものの写し **新規申請のみ**

交通遺児及び保護者の属する世帯全員の住民票の写し

交通遺児及び保護者の戸籍謄本

保護者の所得を確認できる書類

高等学校に在学中の交通遺児は在学を確認できる書類(新年度のもの)

その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

交通遺児手当支給決定・却下通知書

田子第 号の2
年 月 日

様

田辺市長 印

年 月 日付けで申請のありました交通遺児手当の支給について、次のとおり決定・却下しましたので、田辺市交通遺児手当支給要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 決定

(1) 交通遺児の氏名

(2) 支 給 額 円（年額）

(3) 支 給 月 年 月

2 却下

（却下理由）

様式第3号(第8条関係)

田辺市交通遺児手当請求書

年 月 日

田辺市長 宛て

保護者 住 所

氏 名 印

平成 年 月 日付田子第 号の2で決定通知を受けた田辺市交通遺児手当を下記
のとおり請求します。

記

金額 30,000円也

振込先金融機関	金融機関		口座の種類	普通・当座・その他()
	支店名		口座番号	
	(フリガナ) 口座名義			